

保護者各位

香川高等専門学校

感染症の罹患に伴う出席停止の扱いについて

下表の感染症は、学校保健安全法施行規則第19条の規定により出席停止扱いとなります。この期間は、欠席扱いになりませんので、治療に専念していただくようお願いいたします。

なお、治癒して登校する際には、医師の診断を受け、登校後一週間以内（土日も含む）に下記の診断証明書を学校に提出してください。

	病名
第1種	○エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○ペスト ○マールブルグ熱 ○ラッサ熱 ○急性灰白骨髄炎（ポリオ） ○痘瘡 ○南米出血熱 ○ジフテリア ○重症急性呼吸器症候群（SARS） ○鳥インフルエンザ（H5N1型） ○中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルス） ○新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症
第2種	○インフルエンザ（H5N1型を除く） ○百日咳 ○麻疹（はしか） ○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ○風しん（三日はしか） ○水痘（水ぼうそう） ○咽頭結膜熱（プール熱） ○結核・髄膜炎菌性髄膜炎 ○新型コロナウイルス感染症
第3種	○コレラ ○細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス ○パラチフス ○流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎 ○その他の感染症

※ 出席停止の期間は感染症の種類に応じて基準が定められていますが、症状には個人差がありますので、医師の診断に基づいて登校するようご注意ください。

※ 出席停止期間中は、感染を防止するため、友人等との接触は避けてください。

診 断 証 明 書

香川高等専門学校 _____ 年 _____ 組・工学科

氏名 _____

上記学生は、

〈 病 名 〉 _____ のため、

_____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日 の間、出席停止が必要であると認めます。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

病院名 _____

医師名 _____ ㊟